

令和元年10月15日

第94回 神戸市個人情報保護審議会

神戸市下水道台帳管理システムの
再構築について

(建設局)

神建下管第1522号

令和元年10月15日

神戸市個人情報保護審議会

会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元



諮 問

神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び第2項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

神戸市下水道台帳管理システムの再構築について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：建設局下水道部管路課

神戸市下水道台帳管理システムの再構築について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎は条例第 11 条 2 項に該当するもの

※下線は追加の情報項目

【維持管理業務】

①苦情通報情報

- ・ 要望等の分類
- ・ 件名
- ・ 受付日時
- ・ 受付時間区分 (時間内・時間外 (休日含む))
- ・ 通報場所
- ・ 通報者
- ・ 通報者電話番号
- ・ 通報・相談区分 (汚水・雨水・排水設備・その他)
- ・ 通報・相談内容
- ・ 住宅地図 (ページ・箇所)
- ・ 現地所見・箇所・内容
- ・ 対応処理方針

②点検調査情報

- ・ 調査業者名
- ・ 調査業者担当者名

③浚渫清掃情報

- ・ 清掃業者名
- ・ 清掃業者担当者名

④修繕改築情報

- ・ 修繕業者名
- ・ 修繕業者担当者名
- ・ 修繕業者電話番号
- ・ 修繕業者担当者名携帯番号

【排水設備関連業務】

⑤排水設備確認申請情報

- ・確認年月日
- ・確認番号
- ・申請者住所
- ・申請者氏名
- ・施工場所
- ・工事施工業者
- ・工事状態（工事完成待ち・完了予定日超過・申請取下げ・完成確認済）
- ・工事種別（新設・増改築・撤去・臨時仮設・浄切・くみ取・修繕・その他）
- ・排水設備概要（阻集器有無・地下排水槽有無・流量調整器有無・ディスポーザ有無・
床下集合排水システム有無・共排誓約書有無・除害施設等有無）
- ・助成金有無
- ・貸付金有無

⑥ビルピット申請情報

- ・事前協議承認年月日
- ・事前協議番号
- ・建物所在地
- ・建物所有者住所
- ・建物所有者氏名
- ・建物所有者電話番号
- ・建物管理者住所
- ・建物管理者氏名
- ・建物管理者電話番号
- ・改善指導有無

⑦ディスポーザ申請情報

- ・事前協議承認年月日
- ・事前協議番号
- ・受付年度
- ・年度別受付番号
- ・申請者住所
- ・申請者氏名
- ・申請者電話番号
- ・設置場所
- ・建物名
- ・住宅分類（戸建・集合）

- ・ 使用者
- ・ 使用者電話番号
- ・ 改善指導有無

⑧取付管ます改善工事情報

- ・ 申請受付日
- ・ 申請回答日
- ・ 施工場所
- ・ 申請分類（申請者負担・市負担）
- ・ 申請事由（改善・新設・撤去・その他）
- ・ 申請者住所
- ・ 申請人名称
- ・ 申請代表者
- ・ 申請者電話番号
- ・ 指定工事店名
- ・ 指定工事店代表者
- ・ 指定工事店電話番号
- ・ 指定工事店FAX番号
- ・ 指定工事店技術者名
- ・ 指定工事店担当者名
- ・ 指定工事店担当者携帯番号
- ・ 受任者名
- ・ 受任者電話番号
- ・ 受任者責任者名
- ・ 受任者責任者携帯番号
- ・ 管施工業者名
- ・ 管施工業者電話番号
- ・ 管施工業者責任者名
- ・ 管施工業者責任者携帯番号
- ・ 舗装工業者名
- ・ 舗装工業者電話番号
- ・ 舗装工業者責任者名
- ・ 舗装工業者責任者携帯番号
- ・ 改善費
- ・ 舗装復旧費
- ・ 給付金交付予定額

- ・ 工事期間（始）
- ・ 工事期間（終）
- ・ 検査合格日

⑨指定工事店情報

- ・ 指定工事店番号
- ・ 業者名
- ・ 業者名（フリガナ）
- ・ 郵便番号
- ・ 住所
- ・ 電話番号
- ・ F A X 番号
- ・ E-Mail アドレス
- ・ 代表者肩書き
- ・ 代表者氏名
- ・ 代表者生年月日
- ・ 代表者郵便番号
- ・ 代表者住所
- ・ 代表者電話番号
- ・ 管工事業協同組合（否・組合員）
- ・ 指定工事店外（否・廃業（返上）・取り消し・有効期間満了）
- ・ 有効期間（始）
- ・ 有効期間（終）
- ・ 責任技術者番号
- ・ 責任技術者氏名
- ・ 責任技術者所属開始年月日
- ・ 責任技術者所属終了年月日
- ・ 開始事由（新規・更新）
- ・ 終了事由（廃業（返上）・期間満了・取り消し）
- ・ 交付年月日
- ・ 変更・再交付事由（名称・代表者・所在地・その他）
- ・ 変更・再交付年月日
- ◎・ 罰則発令年月日
- ◎・ 違反内容（無届工事・完成届遅延・技術上基準是正違反・一括下請け・工事拒否・
刑罰処分・その他指示違反）
- ◎・ 違反点数

- ・特記事項入力日
- ・特記事項

⑩責任技術者情報

- ・責任技術者番号
- ・責任技術者氏名
- ・責任技術者氏名（フリガナ）
- ・郵便番号
- ・住所
- ・生年月日
- ・電話番号
- ・携帯電話番号
- ・責任技術者外（否・廃業（(返上)・取り消し・有効期間満了））
- ・有効期間（始）
- ・有効期間（終）
- ・所属指定工事店番号
- ・指定工事店名
- ・所属開始年月日
- ・所属終了年月日
- ・開始事由（新規・更新）
- ・終了事由（廃業（返上）・期間満了・取り消し）
- ・交付年月日
- ・変更・再交付事由（氏名・住所・所属変更・その他）
- ・変更・再交付年月日
- ◎・罰則発令年月日
- ◎・違反内容（完成届遅延・技術上基準是正違反・複数所属違反）
- ◎・違反点数
- ・特記事項入力日
- ・特記事項

【業務機能】

⑪物件設置申請情報

- ・受付番号
- ・許可番号
- ・受付年月日
- ・承認年月日

- ・ 検査年月日
- ・ 合格年月日
- ・ 申請者住所
- ・ 申請者氏名
- ・ 申請者氏名（フリガナ）
- ・ 申請者電話番号
- ・ 提出者氏名
- ・ 提出者電話番号
- ・ 設置目的
- ・ 物件名称・構造
- ・ 設置場所
- ・ 設置期間（始）
- ・ 設置期間（終）
- ・ 工事期間（始）
- ・ 工事期間（終）
- ・ 施工業者名
- ・ 施工業者電話番号

⑫私道承諾情報

- ・ 申請書ファイリングデータ

⑬開発行為情報

- ・ 管理番号
- ・ 受付原課
- ・ 原課受付番号
- ・ 原課受付日
- ・ 事前審査種別
- ・ 原課開発許可日
- ・ 原課開発許可番号
- ・ 事前審査受付番号
- ・ 事前審査受付日
- ・ 32条対象
- ・ 16条計画課検査対象
- ・ 32承認/29同意番号
- ・ 32承認/29同意日
- ・ 16条承認番号

- ・ 16 条承認日
- ・ 16 条施工内容
- ・ 申請取下・廃止
- ・ 申請取下・廃止日
- ・ 部分検査合格日
- ・ 検査合格日
- ・ 16 条検査合格日、
- ・ 下水道施設引継通知日
- ・ 台帳図整理依頼日
- ・ 処理区域告示依頼日
- ・ 告示処理必要
- ・ 用地帰属あり
- ・ 特殊占用あり
- ・ 開発行為（行政区）
- ・ 開発行為（場所）
- ・ 開発行為（面積）
- ・ 市街化区域
- ・ 用途地域 1
- ・ 自己の居住用
- ・ 自己の業務用
- ・ 非自己用
- ・ 開発目的その他
- ・ 建築物棟数
- ・ 建築物階数
- ・ 戸数
- ・ 計画人口
- ・ 予定建築物用途
- ・ 申請者住所
- ・ 申請者会社名
- ・ 申請者氏名
- ・ 代理人住所
- ・ 代理人会社名
- ・ 代理人連絡先
- ・ 工事施工者

⑭下水道管理用地情報

- ・譲与引継時のファイリングデータ

⑮境界明示情報

- ・申請書等のファイリングデータ

⑯区分地上権情報

- ・契約書等のファイリングデータ

⑰施工通知受付回答情報

- ・受付番号
- ・受付年月日
- ・申請者名
- ・担当者名
- ・施主申請者発行番号
- ・管理者別
- ・施工場所
- ・工事予定期間（始）
- ・工事予定期間（終）
- ・施工箇所数

神戸市下水道台帳管理システムの再構築について

1. 趣旨

下水道台帳管理システムは平成4年から供用を開始しており、下水道管路情報の電子化、市民・事業者への管路情報の効率的な提供を目的に開発された GIS をベースにしたシステムである。供用開始から25年が経過していることから、システムの再構築により基本機能の向上、不要な機能・データのスリム化、維持管理情報の管理・利活用機能の拡充及び業務支援機能の追加等を実施する。このうち、個人情報を取り扱う機能として、維持管理業務、排水設備関連業務、業務機能があり、これらを下水道管路情報と併せて一元的に管理することで、業務の効率化による市民サービスの向上を図るものである。

2. システム概要

これまで、下水道台帳管理システムは、他のネットワークから切り離された物理サーバ基盤でデータを管理し運用していたが、下水道台帳管理システムの再構築に伴い、サーバ仮想化基盤にデータを移行する。また、従来、別システムであった排水設備計画確認システムと紙や Excel 等で管理していた苦情通報情報や浚渫清掃情報等も合わせて新システムで管理する。

(1) 維持管理業務機能

- ① 下水道管路施設に関する通報（苦情）相談の内容及び対応結果等をシステムに登録し、位置情報とともに蓄積する。
- ② 通報（苦情）相談等により、施設に対し点検調査、浚渫清掃、修繕改築等の処置を施した場合は、あわせてその情報（維持管理情報）を蓄積する。

(2) 排水設備関連業務機能

排水設備確認申請

排水設備確認申請の申請内容及び完成検査内容をシステムに登録する。また、指定工事店番号を入力することで施工を担当する指定工事店及び責任技術者をデータベースから参照できる。

ビルピット・ディスポーザ申請

排水設備にビルピット及びディスポーザがある場合には、申請を受けその内容を登録する。

取付管・接続柵工事受付

申請箇所を GIS 上に図示（受付状態で色分け）する。現地調査の要否を判断し、必要に応じ現地調査を行った後、結果を入力し、回答書を作成する。

(3) 業務機能

物件設置

物件設置の許可申請を受け、位置及び申請情報（受付年月日、申請者氏名等）をシステム上に登録する。

開発行為

- ① 開発事業審査申出を受け、対象箇所を GIS 上に図示（受付状態で色分け）し、申請内容及び回答を当該位置情報に紐付けて登録する。
- ② 登録した回答よりシステムから回答書を出力する。

私道承諾・下水道管理用地・境界明示・区分地上権

下水道部が所管する用地や私道への公共下水道設置に関する資料をデータ化し、システム上で位置情報と紐づけて保存（ファイリング）する。

施工通知受付回答

他企業等からの工事の施工通知を受け、申請内容、回答内容等を登録し、施工通知回答書を作成する。

3. 新システム導入の効果

- (1) 各種情報を下水道管路施設情報及び位置情報と関連付けて一元的に管理することで、業務の効率化により通報（苦情）相談対応への即応性の向上、各種申請受付対応の迅速化等、市民サービスの向上に資することができる。
- (2) システムの分析機能により、蓄積した各種情報は該当箇所や対象管路施設、維持管理情報等で分類し、GIS 上でマップ化することが可能となるため、今後の下水道管路施設の維持管理方針を検討する際に活用することができる。

4. スケジュール

令和元年 12 月末～	既存データの移行、システム運用テスト
令和 2 年 4 月～	運用開始

5. 処理件数

【維持管理業務】

- | | | |
|----------|-----------------------------|--------------------|
| ・ 苦情通報情報 | 当初件数：0 件※ | 年間増加件数：約 2,000 件 |
| | ※ 現在は Access で管理（約 4,000 件） | |
| ・ 点検調査情報 | 当初件数：約 12 万スパン | 年間増加件数：約 5,000 スパン |
| ・ 浚渫清掃情報 | 当初件数：0 件（新規） | 年間増加件数：約 600 件 |
| ・ 修繕改築情報 | 当初件数：0 件（新規） | 年間増加件数：約 45 件 |

【排水設備関連業務】

- | | | |
|--------------|-----------------|------------------|
| ・ 排水設備確認申請情報 | 当初件数：約 83,000 件 | 年間増加件数：約 4,000 件 |
|--------------|-----------------|------------------|

・ビルピット申請情報	当初件数：約 380 件	年間増加件数：約 15 件
・ディスプレイ申請情報	当初件数：0 件※	年間増加件数：約 15 件
	※ 現在は Excel で管理（約 240 件）	
・取付管ます改善工事情報	当初件数：約 2 万件	年間増加件数：約 1800 件
・指定工事店情報	当初件数：約 980 件	年間増加件数：約 20 件
・責任技術者情報	当初件数：約 910 件	年間増加件数：約 30 件

【業務機能】

・物件設置申請情報	当初件数：約 1,800 件	年間増加件数：約 50 件
・私道承認情報	当初件数：約 50 件	年間増加件数：約 2 件
・開発行為情報	当初件数：約 2,900 件	年間増加件数：約 250 件
・下水道管理用地情報	当初件数：約 500 件	年間増加件数：約 5 件
・境界明示情報	当初件数：約 250 件	年間増加件数：約 10 件
・区分地上権情報	当初件数：約 80 件	年間増加件数：約 2 件
・施工通知受付回答情報	当初件数：0 件※	年間増加件数：約 4,000 件
	※ 現在は紙帳票で管理	

6. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理に係るデータ保護管理規定」、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき以下のとおり厳格に対処する。

また、システムの運用保守等の外部委託に当たっても、委託契約に基づき、同様に個人情報の厳格な取り扱いを徹底させる。

(1) システム上の保護

- ① システムへのアクセスにあたっては、個人ごとのユーザ ID 及びパスワードによる認証を行い、システムの操作を関係職員に限定する。
- ② 個人情報を有するレイヤについては、システム管理者を除き、業務を担当する職員以外が当該レイヤを参照・編集等できないようユーザのアカウントごとに権限設定を行う。
- ③ システムで利用するサーバは、インターネットと切り離された環境下にある情報系ネットワーク上に構築した神戸市サーバ仮想化基盤を用いる。
- ④ 仮想ファイアウォールのフィルタリング設定によりサーバへの接続は業務を担当する部署の事務処理用 PC 及び専用 PC に限定する。
- ⑤ システムの利用監査が行えるようにデータ更新、ファイル参照、帳票印刷等に関するログの収集を行う。
- ⑥ サーバ及び端末にはウイルス対策ソフトを導入し、コンピュータウイルスからの感染を防止する。

(2) 運用上の保護

- ① 神戸市サーバ仮想化基盤を利用することで、個人情報を含むサーバは全て同一基盤上で一律に管理し、セキュリティの確保に努める。
- ② 保有する必要がなくなったデータは速やかに消去する。
- ③ 個人情報の適正な取り扱いを確保するため、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。